

会議録

| | |
|-------------|--|
| 会議の名称 | 第2回東大阪市特別職の議員報酬等審議会 |
| 開催日時 | 令和6年1月23日（水）10時30分から11時20分 |
| 開催場所 | 本庁舎22階会議室2 |
| 出席者 | 小林委員 高橋委員 辰田委員 田中委員 野老委員 平本委員 山野委員 事務局 |
| 欠席者 | なし |
| 案件名 | ・資料説明 ・市長の退職手当について |
| 提出された資料等の名称 | ・中核市市長の一任期中（4年間）の総収入 ・中核市市長の給料月額及び地域手当額 |
| 決定事項 | 市長の退職手当のあり方について、市長の給料額について |
| 会議の公開、非公開 | 非公開 |
| 会議録の公表、非公表 | 公表（議事概要） |
| 所管部署（事務局） | 行政管理部 職員課 |

審 議 内 容

事務局より資料説明

委員からの意見

- ・他市と比較して収入額があまりにも低い水準になると、優秀な人材に来てもらえなくなるのではないかと。そうならないように、現在の退職手当を含めた一任期中の総収入の水準を維持することが必要。
- ・退職手当をゼロにしてしまうと4年間の総収入が大きく減ってしまう。
- ・市長の退職手当について、退職後の生活を保障するために支払われる給付であるという考え方はなじまない。また、単なる給料の後払いというものではない。
- ・当審議会としては、市長の退職手当の性格として在職中の功績・功労に対する報償であるという面が最も強いと考える。
- ・民間企業においては退職金は給料の後払いという性格が強いと思うが、役員はもちろん一般社員に対しても、終身雇用という考え方が薄れてきていることから、退職金を減らしつつ給料の月額に上乘せするところが出てきている。
- ・市長というのは何よりも重たい責任があり、一任期を務め上げたことがそれだけで十分な功績である。退職手当を大きく減額する必要もない。
- ・市長の仕事は非常に多岐にわたるものであるし、一般の企業と比較できるようなものではない。
- ・退職手当として支給する金額を抑えて給料月額を上げることで、一任期中の総収入の水準を維持するという手法もあるが、給料と退職手当の振り分けを変える理由が見当たらない。また、

他市と比べてもバランスを逸している状態でもない。

- ・現在の総収入の構成を変える必要はなく、現行通りが良い。

まとめ

- ・市長の退職手当のあり方については、現行の制度を維持することが適当である。
- ・市長の給料額については、現行の給料月額で、現行の給与体系を維持することが適当である。
- ・答申書案については、次回審議会までに配布し、各委員の意見を反映したものを次回審議会に提出する。

答申日程等

別途調整する。